

# 誓約書

年 月 日

(運用組織)

殿

建築主	住所	
または所有者	氏名	Ⓜ
	電話	( )
(担当者)	氏名	
	電話	( )

この度、  
は、港区低炭素まちづくり計画の駐車機能集約区域内における建築物の駐車施設の附置等に関する条例第5条第1項1号、第6条第1項1号、第7条第1項1号、第8条第1項1号又は第18条第1項1号の規定による認定を受けるにあたり、下記のとおり誓約するとともに、これを遵守します。

本誓約書の内容又は条例及び施行規則その他地域ルールに関する規定事項に違反する場合は、港区が認定を取り消し、また、当該違反の事実及び名称等を公表されることがある旨を了解し、これに異議を申し立てません。

## 記

申請建築物の所在地	港区	丁目	番	(地名・地番	丁目	番)
<b>【誓約事項】</b>						

(注意) 本様式は、2部(正本及び副本)提出してください。

## 誓約書

年 月 日

(運用組織)

殿

建築主	住所	
または所有者	氏名	Ⓜ
	電話	( )
(担当者)	氏名	
	電話	( )

この度、  
は、港区低炭素まちづくり計画の駐車機能集約区域内における建築物の駐車施設の附置等に関する条例第5条第1項1号、第6条第1項1号、第7条第1項1号、第8条第1項1号又は第18条第1項1号の規定による認定を受けるにあたり、下記のとおり誓約するとともに、これを遵守します。

本誓約書の内容又は条例及び施行規則その他地域ルールに関する規定事項に違反する場合は、港区が認定を取り消し、また、当該違反の事実及び名称等を公表されることがある旨を了解し、これに異議を申し立てません。

## 記

申請建築物の所在地	港区	丁目	番	(地名・地番	丁目	番
<b>【誓約事項】</b>						
○駐車施設の附置 適用申請書に基づき承認を受けたとおり駐車施設を敷地内に附置します。  (駐車施設整備台数が港区条例（本則規定）による附置義務台数から低減される場合)						
○地域貢献協力金 地域貢献協力金の負担については、運用組織と別途協議のうえ協定を締結します。  (集約駐車施設及び共同荷さばき駐車施設を附置する場合)						
○集約駐車施設等の標示 集約駐車施設及び共同荷さばき駐車施設の標示板を当該駐車施設の出入口に掲示します。						
○駐車施設の維持管理 駐車施設を適切に維持管理するとともに、運用状況について毎年報告します。						
○誓約書の承継 建築物の所有権を第三者に譲渡する場合、その者に対して本誓約書の誓約事項を承継します。 また、本誓約書を承継した者が開発建築物の所有権を譲渡する場合も同様とします。						

(注意) 本様式は、2部（正本及び副本）提出してください。

## 誓 約 書

年 月 日

(運用組織)

殿

建築主	住所	
または所有者	氏名	ⓐ
	電話	( )
(担当者)	氏名	
	電話	( )

この度、  
は、港区低炭素まちづくり計画の駐車機能集約区域内における建築物の駐車施設の附置等に関する条例第5条第1項1号、第6条第1項1号、第7条第1項1号、第8条第1項1号又は第18条第1項1号の規定による認定を受けるにあたり、下記のとおり誓約するとともに、これを遵守します。

本誓約書の内容又は条例及び施行規則その他地域ルールに関する規定事項に違反する場合は、港区が認定を取り消し、また、当該違反の事実及び名称等を公表されることがある旨を了解し、これに異議を申し立てません。

## 記

申請建築物の所在地	港区	丁目	番	(地名・地番	丁目	番)
<b>【誓約事項】</b>						
○駐車施設の附置 適用申請書に基づき承認を受けたとおり駐車施設を敷地内及び集約駐車施設に附置します。 (駐車施設整備台数が港区条例(本則規定)による附置義務台数から低減される場合)						
○地域貢献協力金 地域貢献協力金の負担については、運用組織と別途協議のうえ協定を締結します。						
○駐車施設の維持管理 駐車施設は、建物が存続する限り確保するとともに、運用状況について毎年報告いたします。						
○契約書の更新 集約駐車施設の契約が満期になった場合は更新し、更新した契約書等を報告いたします。						
○集約駐車施設の案内 当該施設の利用者に対し、集約駐車施設への案内及び誘導等を適切に行います。						
○集約駐車施設の変更 集約駐車施設の場所等に変更があつた場合は、規定に基づき手続いたします。						
○誓約書の承継 建築物の所有権を第三者に譲渡する場合、その者に対して本誓約書の誓約事項を承継します。 また、本誓約書を承継した者が開発建築物の所有権を譲渡する場合も同様とします。						

(注意) 本様式は、2部(正本及び副本)提出してください。